

独立行政法人宇宙航空研究開発機構の役員給与規程の改正について

役員給与規程の改正

1. 改正の理由

「国家公務員の給与の改定及び臨時特例に関する法律」施行を勘案して改正する。

2. 改正の内容

役員の本給月額を次のとおり改正する。

役 職	本 給 月 額
理 事 長	1,129,000 円 (現行 1,135,000)
副 理 事 長	970,000 円 (現行 975,000)
理 事 (常 勤)	840,000 円 (現行 844,000)
監 事 (常 勤)	758,000 円 (現行 762,000)
理 事 (非常勤)	170,000 円 (現行 171,000)
監 事 (非常勤)	120,000 円 (現行 121,000)

3. 改定の実施時期等

(1) 平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

(2) 給与の減額支給措置

平成 24 年 4 月 1 日から平成 26 年 3 月 31 日までの間 (以下「特例期間」という。)における役員への給与の支給に関する特例を設ける。

- ① 役員の本給月額は、100分の9.77を乗じて得た額を減額して支給する。
- ② 特例期間においては、本給月額と連動して算出される地域手当、地域手当の異動保障は、減額支給措置後の本給月額を基礎として算定した額を支給する。
- ③ 期末特別手当の支給に当たっては、減額措置前の本給月額等により算出した額に、100分の9.77を乗じて得た額を減額して支給する。

(3) 平成 24 年 6 月に支給する期末手当に関する特例措置

平成 24 年 6 月に支給する期末特別手当の額は、規定により算出された期末特別手当の額 (「基準額」という。) から次に掲げる額の合計額 (「調整額」という。) に相当する額を減じた額とする。

なお、調整額が基準額以上になるときは、期末特別手当は、支給しない。

- ① 平成 23 年 4 月 1 日 (同日 2 日から平成 24 年 3 月 31 日までの間に新たに

役員となった者にあつては、新たに役員となった日)において、役員が受けるべき本給、単身赴任手当(加算額を除く。)及び地域手当の月額合計額に100分の0.37を乗じて得た額に、平成23年4月から施行日の前月までの月数を乗じて得た額

- ② 平成23年6月期及び平成23年12月期に支給された期末特別手当の合計額に100分の0.37を乗じて得た額

以 上

別紙

役員給与規程新旧対照表
(平成15年10月1日 規程第15-26号)

現 行	改 正
役員給与規程	役員給与規程
	平成15年12月 1日 規程第15-102号 平成17年11月29日 規程第17-143号 平成18年 3月31日 規程第18- 13号 平成19年 3月30日 規程第19- 9号 平成20年 3月18日 規程第20- 11号 平成21年 3月30日 規程第21- 11号 平成21年 6月 3日 規程第21- 20号 平成21年12月 3日 規程第21- 49号 平成22年12月 6日 規程第22- 58号 <u>改正 平成24年 3月30日 規程第24- 16号</u>
第1条～第7条 本文省略	第1条～第7条 本文省略
(本給)	(本給)
第8条 本給は、月額とし、次の各号に掲げる常勤役員に対して、それぞれ当該各号に定める額を支給する。	第8条 本給は、月額とし、次の各号に掲げる常勤役員に対して、それぞれ当該各号に定める額を支給する。
(1) 理事長 <u>1, 135, 000</u> 円	(1) 理事長 <u>1, 129, 000</u> 円
(2) 副理事長 <u>975, 000</u> 円	(2) 副理事長 <u>970, 000</u> 円
(3) 理事 <u>844, 000</u> 円	(3) 理事 <u>840, 000</u> 円
(4) 監事 <u>762, 000</u> 円	(4) 監事 <u>758, 000</u> 円

現 行	改 正								
<p>第9条～第11条 本文省略</p> <p>(地域手当の異動保障)</p> <p>第12条 前条第1項に該当する役員が、在勤する地域を異にして異動した場合は、職員給与規程<u>第27条</u>の規定に準じて地域手当を支給する。</p> <p>第13条 本文省略</p> <p>(非常勤役員手当)</p> <p>第14条 非常勤役員手当は、月額とし、次の各号に掲げる非常勤役員に対して、それぞれ当該各号に定める額を支給する。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%;">(1) 理事</td> <td style="text-align: right; border-bottom: 1px solid red;">171,000円</td> </tr> <tr> <td>(2) 監事</td> <td style="text-align: right; border-bottom: 1px solid red;">121,000円</td> </tr> </table>	(1) 理事	171,000円	(2) 監事	121,000円	<p>第9条～第11条 本文省略</p> <p>(地域手当の異動保障)</p> <p>第12条 前条第1項に該当する役員が、在勤する地域を異にして異動した場合は、職員給与規程<u>第28条の2</u>の規定に準じて地域手当を支給する。</p> <p>第13条 本文省略</p> <p>(非常勤役員手当)</p> <p>第14条 非常勤役員手当は、月額とし、次の各号に掲げる非常勤役員に対して、それぞれ当該各号に定める額を支給する。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%;">(1) 理事</td> <td style="text-align: right; border-bottom: 1px solid red;">170,000円</td> </tr> <tr> <td>(2) 監事</td> <td style="text-align: right; border-bottom: 1px solid red;">120,000円</td> </tr> </table> <p><u>附 則 (平成24年3月30日 規程第24-16号)</u></p> <p><u>1. この規程は、平成24年4月1日から施行する。</u></p> <p><u>(給与の減額支給措置)</u></p> <p><u>2. 平成24年4月1日から平成26年3月31日までの間 (以下「特例期間」という。) における役員への給与の支給に関する特例を設ける。</u></p> <p><u>(1) 役員の本給月額の支給に当たっては、本給月額から100分の9.77を乗じて得た額を減額して支給する。</u></p> <p><u>(2) 特例期間においては、本給月額と連動して算出される地域手当及び地域手当の異動保障については、前号により算定した減額支給措置後の本給月額を基礎として算定した額を支給する。</u></p> <p><u>(3) 期末特別手当の支給に当たっては、当該役員が受けるべき期末特</u></p>	(1) 理事	170,000円	(2) 監事	120,000円
(1) 理事	171,000円								
(2) 監事	121,000円								
(1) 理事	170,000円								
(2) 監事	120,000円								

現 行	改 正
	<p><u>別手当の額（前各号に定める減額措置前の本給月額等により算定した額）に、100分の9.77を乗じて得た額を減額して支給する。</u></p> <p><u>（平成24年6月に支給する期末手当に関する特例措置）</u></p> <p><u>3. 平成24年6月に支給する期末特別手当の額は、役員給与規程第13条第2項の規定にかかわらず、この規定により算出される期末特別手当の額（以下この項において「基準額」という。）から次の各号に掲げる額の合計額（以下この項において「調整額」という。）に相当する額を減じた額とする。この場合において、調整額が基準額以上になるときは、期末特別手当は、支給しない。</u></p> <p><u>（1）平成23年4月1日（同月2日から平成24年3月31日までの間に新たに役員となった者にあつては、新たに役員として任命された日）において、役員が受けるべき本給、単身赴任手当（第10条第2項に定める額。ただし、加算額を除く。）及び地域手当の月額の合計額に100分の0.37を乗じて得た額に、平成23年4月から施行日の属する月の前月までの月数（平成23年4月1日から施行日の前日までの期間において在職しなかった期間がある役員にあつては、当該月数から当該期間を考慮した月数を減じた月数）を乗じて得た額</u></p> <p><u>（2）平成23年6月及び平成23年12月に支給された期末特別手当の合計額に100分の0.37を乗じて得た額</u></p>